評価分科会委員の旅費及び謝金について

**Ⅰ　旅費について**【特にご留意いただきたい点を列記しております】

１．新エネルギー・産業技術総合開発機構 旅費規程に基づき交通費・出張諸費・宿泊料を算定し、旅費としてお支払いいたします。

２．旅費は、立替払いでお願いいたします。

３．**原則、所属先(在勤地)を起点地**とし、その最寄り駅または最寄りバス停から算定いたします。

※ただし、会場の場所や時間の制約及び在宅勤務等により、自宅から直行しなければ用務時間に間に合わず、「業務上の必要」と判断することが妥当であった場合は、自宅（居住地）の最寄り駅から算定いたします。なお、**単に利便性等の理由では、自宅からの出発はできません**（「業務上の必要」に該当しないため。）。

５．在勤地の起点地から会場までの距離が**50ｋｍ以上の場合は、交通費に加えて、出張諸費（１日あたり1,300円）が支給**されます（自宅が起点地の場合は、50km以上でも100km未満までは、交通費のみの支給となります。）。

※ただし、**昼食の提供があった場合**は**出張諸費の支給はなし**となります。

６．**新幹線等の特急料金は、１乗車区間が100ｋｍを越えた場合、支給**いたします｡

※ただし、在来線を利用するよりも所要時間が片道30分以上短縮される場合は特急利用が可能となります。

７．**航空機の利用は、航空機を利用する場合の所要時間が航空機を利用しない場合の所要時間に対して、片道1時間以上短縮される場合、利用可能**となります。

※ビジネスクラス、**JAL「クラスJ」及びANA「プレミアムクラス」をご利用いただくと当該区間の交通費をお支払できませんのでご注意**ください。

※**特別割引運賃（早割、特割、ビジネスきっぷ等）での航空券購入**をお願いします。

※**必ず「航空券購入領収書」**及び**「搭乗証明書」（JAL利用の場合は、ご搭乗案内の紙も可）をご提出**ください。往路分については、航空機利用当日にお渡しください。復路分は、返信用封筒にて郵送をお願いします。

８．宿泊については、**片道の移動距離が200ｋｍを超える場合、かつ以下の基準を満たす場合で、実際に宿泊された際は、所定の宿泊料をお支払い**します。

※前泊：**自宅最寄り駅を7時30分以前、又は在勤地最寄り駅を8時30分以前に出発しなければならない場合。**

※後泊：**在勤地最寄り駅に21時以降、又は自宅最寄り駅に22時以降に到着せざるをえない場合。**

９．**タクシーの利用は、原則、認められません**。

**Ⅱ　評価に関する謝金について**

１．評価分科会ご出席に関する謝金（ご出席の場合のみ支給、源泉徴収税込み額）

分科会長　26,000円、評価分科会委員　22,600円

２．評価コメントに係る謝金（源泉徴収税込み額）

分科会長　23,000円、評価分科会委員　20,000円

以上です。Ⅰ、Ⅱともご不明な点がありましたらお問い合わせ下さい。